



企業法務セミナー

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効と除斥期間

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

不法行為に基づく損害賠償請求権には、消滅時効と除斥期間の定めがあるとのことですが、どのような内容でしょうか。

1 不法行為に基づく損害賠償請求

故意又は過失により他人に損害を及ぼす行為を不法行為といい、加害者は不法行為により生じた損害を賠償する責任を負います（民法709条）。不法行為に基づく損害賠償請求権について「被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも同様とする。」とされます（同724条）。前段の3年が消滅時効の期間を定めたものであることは文言上明らかですが、後段の20年については除斥期間を定めたものと解されています。

2 消滅時効と除斥期間との異同

消滅時効と除斥期間とは両者とも、権利を行使しない状態が一定期間継続することによって権利を消滅させる効果を生じる制度である点で共通していますが、消滅時効は以下の点で除斥期間と異なります。

① 消滅時効完成による権利消滅の効力は起算日

に遡って発生しますが（民法144条）、除斥期間の経過にはそのような遡及効はありません。

② 消滅時効には中断が認められ（同147条）、一定の中断事由が生じた場合に、既に進行した時効期間は効力を失い、中断事由の終わった時から新たに時効期間が進行を開始することになりますが、除斥期間の進行に中断はありません。

③ 消滅時効の効力は、時効によって利益を受ける者が時効によって利益を受ける意思を表示（援用）して初めて発生するのに対し（同145条）、除斥期間は期間の経過によって当然に権利消滅の効果が生じるので援用は不要です。

3 除斥期間の適用を制限する最高裁判例

援用を要する消滅時効においては、加害者に被害者の権利行使を困難にさせた事情が認められる場合にまで加害者が消滅時効を援用し権利の消滅を主張することは、権利濫用や信義則違反にあたり許されないとする余地があります。これに対し援用を要しない除斥期間においては、期間の経過

により当然に権利が消滅するので権利の消滅の主張が権利濫用や信義則違反にあたりえないというのが最高裁の立場です。これを厳格に貫くと、被害者が損害賠償請求するのが困難な特段の事情がある場合や加害者が被害者の損害賠償請求を困難にした特段の事情がある場合であっても、不法行為の時から20年を経過してしまうと損害賠償請求権は消滅してしまいます。この結論は、被害者側にとってあまりに酷な場合があり、最高裁は以下の事案において結論に修正を加えています。

一つは、生後5か月時に予防接種法に基づき集団接種を受けた結果、その1週間後から重い障害により意思能力を有しない状態であり自ら損害賠償請求することが困難であった被害者が、予防接種の時から22年経過後に国を相手に損害賠償請求訴訟を提起したという事案です。最高裁は、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合に、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、除斥期間経過による権利消滅の効果は生じないと判示しました（最高裁平成10年6月12日判決）。

もう一つは、殺害した犯人により死体が隠匿されたため、被害者は長期間にわたって行方不明とされ、約26年後に死体が発見されたことにより被害者遺族が加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起したという事案です。最高裁は、被害者の相続人が被害者の死亡を知り得ない状況を加害者が殊更に作り出したため、相続人が被害者の死亡を知ることができず、相続人が確定しないまま除斥期間が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が損害賠償請求権を行

使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、除斥期間経過による権利消滅の効果は生じないと判示しました（最高裁平成21年4月28日判決）。

この2つの最高裁判例から、時効の停止を規定する条文の定める条件に類する事実がある場合であり、かつ不法行為等加害者の行為を原因として被害者の権利行使が困難になった等、除斥期間を形式的に適用して損害賠償請求権を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反する特段の事情がある場合には、除斥期間の適用が制限されるということが読み取れます。

4 東日本大震災における東京電力の原発事故による損害賠償についての特例法

これまで、「原子力損害の賠償に関する法律」には損害賠償請求の消滅時効について規定がなく、原子力損害賠償についても民法724条が適用されることになっていましたが、東日本大震災における東京電力の原発事故は、各被害者に性質及び程度の異なる損害が同時に生じ、損害を確定し賠償を請求するまでに時間を要する場合もあることが明らかであったため立法による対策が必要であると考えられ、昨年12月4日、原発事故による損害賠償請求権の消滅時効の特例を定める法律が成立しました。

この法律によれば、東日本大震災における東京電力の原発事故による損害については消滅時効期間が3年から10年に延長され、東日本大震災が発生した平成23年3月11日から起算する場合でも、平成33年3月11日まで損害賠償請求をすることができることとなります。また、20年の除斥期間の起算時は損害が生じた時とされ、現時点では発現していない損害が一定の期間を経てから現れたとしても、損害の発現の時から20年間損害賠償請求をする機会が確保されることとなります。